

令和 7 年 2 月 4 日
財 務 部 経 理 課

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

- 1 契約件名 世田谷区本庁舎等整備工事
- 2 相手方 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
大成建設株式会社東京支店
代表者 中 村 有 孝
- 3 契約金額 議決金額 36,410,000,000 円
既定金額 40,699,505,000 円
変更金額 41,543,953,000 円
- 4 工 期 令和 11 年 4 月 27 日
- 5 変更理由 ①工事請負契約約款第 25 条第 6 項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたため。
②現位置で保存することを想定していた樹木について、着工後の試掘の結果、根部分が新設工作物と干渉することが判明し、当該樹木を伐採し、新植する必要性が生じたため。
③令和 3 年度に移植した樹木について、猛暑等の影響を受け枯損したことから、当該樹木を伐採し、新植する必要性が生じたため。
④着工後、第一庁舎及び第三庁舎において、事前調査が困難であった天井裏等より、アスベスト含有建材が発見され、撤去・処分等が追加で必要となったため。
⑤西棟 1・2 階をつなぐエスカレーターについて、区民窓口の来庁者数が増加したことから、エスカレーターの設置を取り止め、利用者の利便性確保のため、窓口レイアウトを変更し待合スペースの拡充が必要となったため。